

東京都における認知症施策について

- ①認知症の人に関する理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリーの推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

※⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等、⑥相談体制の整備等、⑦研究等の推進等、⑧認知症の予防等については、次回推進会議（7/26）にて検討

基本的施策①（認知症の人に関する理解の増進等）

目的	方向性	主な施策（【】がないものは福祉局所管）	内容
<p>・都民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めること</p>	<p>・学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進</p>	<p>◆学校において、認知症の人に関する理解促進【教育庁】</p>	<p>◇学習指導要領に基づき、授業において、小・中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に対する理解を促進</p>
	<p>・認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開</p>	<p>◆区市町村における認知症普及啓発の取組を支援</p>	<p>◇地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援</p>
		<p>◆都民向けの普及啓発の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症シンポジウム ・都庁舎等のオレンジ・ライトアップ ・パンフレット「知ってあんしん認知症」 ・とうきょう認知症ナビ ・認知症サポーターの養成・活用（チームオレンジ、キャラバン・メイト等） 	<p>◇世界アルツハイマーデー（認知症の日）に合わせた都庁第一本庁舎などのライトアップや都民向けシンポジウムを実施するなど、都民の認知症に関する理解を促進</p> <p>◇認知症ポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」において、認知症の基礎知識や相談窓口等を分かりやすく紹介し、都民へ情報発信</p> <p>◇認知症サポーターの養成の支援、キャラバン・メイトの養成、チームオレンジコーディネーターの養成、オレンジチューターの区市町村への派遣等を通じた認知症の人と家族を支える地域づくり</p>
	<p>◆本人発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とうきょう認知症希望大使の任命 	<p>◇認知症の人と共に普及啓発を進める体制を整備し、発信の機会を拡大するため、とうきょう認知症希望大使を任命</p>	

基本的施策②（認知症の人の生活におけるバリアフリーの推進）

目的	方向性	主な施策（【 】がないものは福祉局所管）	内容
<p>・認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進</p>	<p>・移動のための交通手段の確保 ・交通の安全の確保</p>	<p>◆都営交通におけるバリアフリー化【交通局】</p>	<p>◇バリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例等を踏まえて、鉄道やバスのバリアフリー化を推進</p>
	<p>・地域において認知症の人を見守るための体制の整備</p>	<p>◆マンション社会的機能向上支援事業【住宅政策本部】</p>	<p>◇認知症対応等に取り組むマンション管理組合を支援するため、専門講習を受講したマンション管理士を派遣</p>
		<p>◆認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業</p>	<p>◇行方不明認知症高齢者を早期に発見するため、区市町村が行うGPS等を活用した見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成・支援などの取組を支援</p>
		<p>◆東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイト</p>	<p>◇認知症の人の行方不明・身元不明について、区市町村が随時情報を入力し、他の区市町村や近隣県、関係機関と情報共有できるサイトを運用</p>
		<p>◆認知症の人と家族への一体的支援事業（地域支援事業交付金）</p>	<p>◇区市町村が行う、認知症の本人と家族と一緒に参加するプログラムの提供により、認知症の人の自信や意欲の向上、家族の介護負担感の軽減を図る</p>
<p>・認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができること</p>	<p>・認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進 ・事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定 ・民間における自主的な取組の促進</p>	<p>◆「認知症バリアフリー」の取組の推進</p>	<p>◇「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）」（令和6年3月策定）との整合も踏まえながら、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な取組を推進</p>
		<p>◆移動、消費、金融、小売等の様々な生活環境について、認知症になっても利用しやすいようバリアフリー化を推進</p>	<p>◇「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」における検討内容や報告書等を周知</p>

基本的施策③（認知症の人の社会参加の機会の確保等）

目的	方向性	主な施策（【 】がないものは福祉局所管）	内容
<p>・認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保</p> <p>・認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができること</p>	<p>・認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保</p>	<p>◆若年性認知症の人と家族を支える体制整備</p>	<p>◇若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援</p>
	<p>・認知症の人の社会参加の機会の確保</p>	<p>◆認知症の人の社会参加推進事業</p>	<p>◇認知症の人と家族や、医療福祉関係者、地元企業等の多様な主体が話し合い、認知症の人が地域の一人として自分の役割を持てるよう取組を実施</p>
		<p>◆若年性認知症総合支援センターの運営</p>	<p>◇若年性認知症の人、家族、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症の人を早期から適切に支援</p>
<p>・若年性認知症の人その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資すること</p>	<p>・事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及</p>	<p>◆若年性認知症支援事業</p>	<p>◇若年性認知症の人が症状の進行に応じて、切れ目なく社会参加の機会を得られるよう支援するため、企業の人事担当者、介護保険サービス事業所、医療機関等に対して、知識・ノウハウの習得に向けた研修を実施</p>
		<p>◆ソーシャルファームへの支援【産業労働局】</p>	<p>◇就労に困難を抱える方を雇用する意欲の醸成と雇用の促進を図るため、セミナーや動画等によりソーシャルファーム等に関する情報を発信</p>

基本的施策④（認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護）

目的	方向性	主な施策（【 】がないものは福祉局所管）	内容
<p>・認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図ること</p>	・認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定	◆「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の活用	◇ガイドラインを活用した医療・介護従事者への研修実施
	・認知症の人の意思決定の適切な支援	◆ACPの推進【保健医療局】	◇ACP普及啓発小冊子「わたしの思い手帳」等を活用した都民への普及啓発を実施 ◇医療・介護関係者を対象とした、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)に関する実践力向上を図るための研修実施
	<p>・認知症高齢者の権利擁護</p>	◆高齢者権利擁護推進事業	◇区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施
		◆単身高齢者等の総合相談支援事業	◇単身高齢者等が元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合的な相談窓口を設置し任意後見などの必要とする制度等へつなげる区市町村の取組などを支援
		◆日常生活自立支援事業	◇認知症高齢者等の判断能力が十分とは言えない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続、日常的な金銭管理などについて支援
		◆成年後見活用あんしん生活創造事業	◇成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村による成年後見制度推進機関の設置を促進するとともに、後見人等候補者の養成、本人の状況に合った後見人候補者の推薦、選任後の定期支援、申立経費や後見報酬に対する助成等の取組を支援
	<p>・消費生活における被害を防止するための啓発</p>	◆高齢者被害防止キャンペーン【生活文化スポーツ局】	◇毎年9月を悪質商法による「高齢者被害防止キャンペーン月間」とし、ポスター、リーフレット、ステッカー等の啓発資料を作成・配布するとともに、交通広告等による啓発を実施
		◆高齢者被害に係る消費生活相談体制の強化【生活文化スポーツ局】	◇東京都消費生活総合センターに高齢者専用の相談窓口「高齢者被害110番」、高齢者の身近にいるホームヘルパー、ケアマネジャー等が地域の高齢者被害について通報や問合せをするための専用電話「高齢消費者見守りホットライン」を開設